

納税は社会の基本的なルールです。

督促を受けても税金を納付されない方と、きちんと納期内に納められている方との差を無くすため、阿蘇市では滞納処分として、所有する不動産・動産・預金・給与・生命保険・その他の債権・事業主に対しては売掛金等の財産を差し押えています。

下表「平成18年度滞納税処分状況」をご覧くださいますとお分りのとおり、税務課取税対策室では、一昨年度より3倍を超える1,310件の処分を行い、市の財源確保に一層力を入れてきました。公平な収納に近づけるため今年度も同様の方針で取り組んでいるところです。

滞納をすると、本税のほか、督促料や延滞金が加算されます。さらにこのような行政処分を受けると、個人の場合は勤務先や金融機関、事業主である場合は大事な取引先からの信用を失うことにもなりかねません。

何らか理由で納期内の納付ができない方につきましては、随時、納税相談を受け付け対応しておりますので、必ず納付相談を受けていただきますようお願いいたします。

◆平成18年度 滞納税処分状況

差押種別	平成18年度		平成17年度	
	差押件数	換価金額*	差押件数	換価金額*
不動産	4件	7,693,532円	2件	2,367,080円
動産	1件	305,000円	2件	544,600円
預貯金	1,293件	23,825,739円	379件	9,867,852円
給与	4件	503,789円	4件	353,724円
売掛金	1件	73,300円	18件	1,310,413円
その他債権	7件	695,930円	7件	665,523円
計	1,310件	33,097,290円	412件	15,109,192円

*換価金額…滞納処分によって強制的に金銭化した額

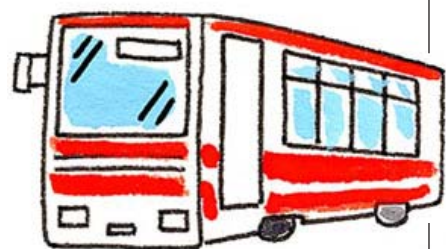
納税相談は市役所税務課で受け付けています。
TEL 2213148までご連絡ください。

◆税務課から滞納処分と納税相談のおしらせ◆

「阿蘇くまもと空港」へのリムジンバス・シャトルバスの試験走行を行います！

県では、空と陸の交通アクセス推進の一環として「阿蘇くまもと空港」と「熊本駅」を結ぶリムジンバスの運行時間短縮に向けた試験走行を10月1日から28日まで実施します。新ルートと予定とされるルートを一週間ごと試走します。また、「光の森駅」と「肥後大津駅」の各駅から、空港へのシャトルバスの試験走行も行います。

詳しくは、県ホームページ (<http://www.pref.kumamoto.jp/>) をご覧下さい。



〔問い合わせ先〕 熊本県交通対策総室 TEL 096-333-2164